議第４６号

橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２８年９月７日提出

橿原市長　森下　豊

橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年橿原市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 橿原市農業委員会の委員 | 会長 | 月額　１８，６００<br>日額　１１，３００ | 〃 |
| | 委員 | 月額　１４，０００<br>日額　１０，０００ | 〃 |

」

を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 橿原市農業委員会の委員 | 会長 | 月額　５８，０００ | 〃 |
| | 小委員会委員 | 月額　３８，０００ | 〃 |
| | その他委員 | 月額　２１，０００ | 〃 |
| 橿原市農地利用最適化推進委員 | | 月額　２０，０００ | 〃 |

」

に改める。

附　則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第６３号）附則第２９条第２項の規定によりなお従前の例により在任する農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から

施行する。

理由　農業委員会等に関する法律の改正により新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬を定めるとともに、農業委員会の委員の報酬について支給方法、報酬額の見直しを行うもの

議第４７号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２８年９月７日提出

橿原市長　森下　豊

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成２４年橿原市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中「橿原市障がい福祉計画策定委員会」を「橿原市障がい者福祉基本計画等策定委員会」に、「障がい福祉計画の」を「障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画の」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年橿原市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中「橿原市障がい福祉計画策定委員会」を「橿原市障がい者福祉基本計画等策定委員会」に改める。

理由　執行機関の附属機関として、新たに橿原市障がい者福祉基本計画等策定委員会を設置し、当該委員会に橿原市障がい福祉計画策定委員会を統合させるため、所要の改正を行うもの